

第63回滋賀県消費生活審議会の概要

- 1 日時 令和2年11月6日(金)10:00~12:00
- 2 場所 滋賀県庁北新館5-A会議室
- 3 議題 (1) 新型コロナウイルス関連の消費生活相談について
(配布資料に基づき説明)
- (2) 滋賀県消費者基本計画の改定について
・ 滋賀県消費者基本計画(第4次)の素案について
下記のとおり意見をいただいた。

■ 滋賀県消費者基本計画(第4次)の素案に係る主な御意見等と対応

御意見・御質問	回答・対応
(基本方針の目指す姿) 「みんなで学び、つくる滋賀の消費者安全・安心社会」について、「学び」は取ったほうがわかりやすいのでは。	「みんなで学び」は素案のまま入れさせていただきたい。 P23に「みんなで学び」の視点をわかりやすく記載する。 消費者だけでなく、行政、事業者など多様な主体が一体となって、消費者市民社会の構築に取り組むことが重要である旨を追記する。
(重点施策5) 消費者教育コーディネーター配置の記載があるが、何年ぐらいになるのか。	P34に「令和2年度から」と追記する。
(重点施策6) 「持続可能な社会を目指した消費者行動の推進」を「持続可能な循環型社会を目指した…」としたほうがよいのでは。	人や社会、環境、地域に配慮した消費者行動を推進し、持続可能な社会を目指したいと考えている。循環型社会の構築はその取組の一つとして本文に記載していることから、重点施策のタイトルは素案のままさせていただきたい。
(重点施策6(4)) 「三方よし」という言葉を入れたらよいのでは。	P41【具体的な取組】に記載しているが、本文にも追記する。
(基本方針Ⅲ消費者被害の防止と救済) 法で守られた消費者の権利や法に基づき相談対応していることについて記載してはいいかがか。	P42に「消費者には救済される権利があること、消費者契約法等に守られている」ことを追記する。
(基本方針Ⅲ消費者被害の防止と救済) SDGsとの関連について、「10 各国内及び各国間の不平等を是正する」を入れたほうがよいのでは。	P43に「ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する」を追記する。

<p>(重点施策7) 消費生活相談体制の充実強化に、オンラインを活用することを考えられないか。</p>	<p>P44の(2)「市町の消費生活相談体制の充実強化支援」に「オンラインを活用した支援」を追記する。</p>
<p>(重点施策8) 「社会的に不利な立場にある方」という表現について、変えたほうがいいのか。 ①消費者被害の防止と救済の項目は全ての人を対象であるのに、特に「社会的に不利な方」を挙げている理由は何か。被害に遭いやすいといったデータがあるのか。 ②高齢者、障害者、認知症だけでなく、一般の方は広くとらえて貧困、差別も含めたりするのではないか。</p>	<p>「社会的に不利な立場にある方」という表現は説明を追記した上で、素案のまま使わせていただきたい。「社会的に不利な立場にある方」は年齢や障害の有無に関わらず、配慮が必要な方と考える。そのうち、消費生活相談の現状から特に高齢者等の被害防止の取組が必要と考える。 概要版の重点施策8(1)の文中に「高齢者をはじめとする」を追記する。 P45に高齢者、障害者、外国人等の実態を踏まえてわかりやすく記載する。</p>
<p>(重点施策8(1)) 「的確な情報提供」について、施策に的確が求められるのは当然であり、他のタイトルと見比べても弱く感じるので、「連携した情報提供」に変えてみたほうがよいのでは。</p>	<p>P45に連携だけでなく、情報が一人一人に行き届くよう、工夫をしてきめ細かな提供に努めることを追記する。</p>
<p>(重点施策8(1)、(2)) 「社会的に不利な立場にある方への支援」に関して、外国人に対しての記載がない。</p>	<p>P45に追記する。 あわせて具体的な取組P46に追記する。</p>
<p>(計画における指標の目標) 「エシカル消費を実践している消費者の割合」95.7%となっている。高い割合になっていて楽観視してしまうので、他の目標に変えてみては。</p>	<p>計画における指標の目標P51について、「エシカル消費の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合」に変更する。</p>